

第**50**期生

知的障害援助専門員養成通信教育

通信教育の手引き
教科学習ガイド

(2020年度)

■通信教育の手引き

レポート提出記録	2
履修計画・履修内容	4
レポートの提出について	5
資格の付与について・レポート提出期限	9
レポート提出票記入例	10
レポートの書き方について	11
質問について	14
スクーリングおよびテストについて	15
レポートの評価・修了判定・再提出について	16
履修の延長・受講中の諸手続きについて	17
不合格となった教科の再提出について	17
講師および教科担当者一覧	18
各教科の評価方法・履修状況について	19
知的障害援助専門員養成通信教育実施規程	20

■教科学習ガイド

①知的障害者福祉総論	26
②知的障害者援助技術	28
③事例研究	30
④知的障害を伴う自閉症スペクトラム	32
⑤知的障害者の心理	34
⑥知的障害者の医療	36
⑦知的障害者の生活支援	38
⑧障害福祉事業のマネジメント	40
⑨知的障害の併存症（重複障害）	42

■各種提出用綴り

- ・ 質問用紙
- ・ 変更届
- ・ スクーリング会場変更届
- ・ 受講証再交付申請書

レポート提出記録

レポート提出教科	提出期間（当日消印有効）	投函日
①知的障害者福祉総論	2020年6月1日 } 2020年6月10日	
②知的障害者援助技術		
③事例研究	2020年8月1日 } 2020年8月10日	
④知的障害を伴う自閉症スペクトラム		
⑤知的障害者の心理		
⑥知的障害者の医療	2020年10月1日 } 2020年10月10日	
⑦知的障害者の生活支援		
⑧障害福祉事業のマネジメント	2020年12月1日 } 2020年12月10日	
⑨知的障害の併存症（重複障害）		

※備忘録としてご活用ください

レポート返却について ※選択された課題によって返却日時は異なります

教科名	返却予定
①知的障害者福祉総論	2020年9月下旬
②知的障害者援助技術	
③事例研究	2020年11月下旬
④知的障害を伴う自閉症スペクトラム	
⑤知的障害者の心理	

教科名	返却予定
⑥知的障害者の医療	2021年1月下旬
⑦知的障害者の生活支援	
⑧障害福祉事業のマネジメント	2021年3月下旬
⑨知的障害の併存症（重複障害）	

通信教育の手引き

レポート提出記録	2
履修計画・履修内容	4
レポートの提出について	5
資格の付与について・レポート提出期限	9
レポート提出票記入例	10
レポートの書き方について	11
質問について	14
スクーリングおよびテストについて	15
レポートの評価・修了判定・再提出について	16
履修の延長・受講中の諸手続きについて	17
不合格となった教科の再提出について	17
講師および教科担当者一覧	18
各教科の評価方法について・履修状況について	19
知的障害援助専門員養成通信教育実施規程	20

履修計画

履修期間	履修計画
4/11 ~ 6/10	①知的障害者福祉総論 ②知的障害者援助技術
6/11 ~ 8/10	③事例研究 ④知的障害を伴う自閉症スペクトラム ⑤知的障害者の心理
8/11 ~ 10/10	⑥知的障害者の医療 ⑦知的障害者の生活支援
10/11 ~ 12/10	⑧障害福祉事業のマネジメント ⑨知的障害の併存症（重複障害）
1月	スクーリング（3日間）
3月末	修了（知的障害援助専門員資格認定） ↑ ↓ 修了判定

履修内容

(1)自宅学習

①テキスト学習

履修計画に添ってテキストによる学習を行います。

②レポート提出

全教科について所定の期日までにレポートを提出し、評価・講評を受けます。

(2)スクーリング

3日間の受講で全教科の講義を受けます。欠席の場合は「未修了」となります。

(3)テスト

各教科の学習成果を確かめるためスクーリング受講時にテストを行います。

レポートの提出について

(1) レポートの課題について

教科学習ガイドにある各教科のレポート課題の中から **1題選択** し、下記の内容によりレポートを作成してください。

(2) レポートの提出枚数（字数）について

1教科（課題）につき2,000字（原稿用紙5枚）以内にまとめてください。

なお、2,000字以内とは、**1,800字以上2,000字以内を想定しています**ので、文章構成に注意してください。枚数（文字数）が守られていない場合は不合格対象となります。また改行したことにより、**6枚となることは構いませんが、上記の文字数を守ってください。無駄な改行や、行は空けないでください。**

（引用・参考文献、また別添で図表・画像ならびに詳細な資料については、末尾〔別ページ〕に記入してください。文字数のカウントには含みません。）

(3) レポートの作成について

① レポートの内容

該当する教科のテキストや教科学習ガイドをよく読み、レポート課題を理解したうえで、課題に沿った内容で作成してください。論文形式で作成し、**「である（だ）」体で統一**してください。

② 筆記具

筆記具は**黒のボールペンまたは黒の万年筆（鉛筆・シャープペン不可）**を使用してください。消せるタイプのボールペン等は使用しないでください。パソコンを使用する場合は、11ポイント程度の明朝体を使用し指定原稿用紙のマス目に合わせて印字ください。

③ レポート用紙

指定の原稿用紙（様式：B5版・横書き・20字×20行の400字詰め）を使用してください。パソコンを使用する場合は、**必ずB5サイズで作成**し所定の原稿用紙と同様の様式にしてください。また、日本知的障害者福祉協会 知的障害援助専門員養成通信教育のホームページ (<http://www.aigo.or.jp/menu02/students.html> 参照) よりフォーマット（ワード版）をダウンロードできます（両面印刷不可）。所定のレポート用紙は、手書き用100枚（前半）、パソコン用100枚（後半）です。**原稿用紙にマス目・枠がないもの、用紙サイズが異なるものは受付不可レポートとして返送いたします。**

④ 誤字の訂正

別用紙に下書きをしたうえで、原稿用紙に清書をしてください。

訂正が生じた場合、広範囲でなければ、修正液の使用を認めますが、読み取りに支障をきたす場合は、新たに書き直してください。また、**ご自身が作成したレポートを講師が審査することを考え丁寧に書いてください。**

(4) レポートの提出について

① 氏名等の記入

完成したレポートの全ページの下部の余白に受講番号・氏名・勤務先の施設・事業の種類（施設入所支援・生活介護・就労継続支援B型・児童発達支援・障害児入所支援（福祉型もしくは医療型）など）・テキスト番号（教科コード）・教科名・課題番号・ページ

番号を必ず記入してください。

②レポート提出票の記入

レポートの表紙として別添「レポート提出票」から該当する教科の提出票を抜き出し、本手引き10ページの記入例を参考にレポート提出票を作成してください。書き損じた場合、紛失した場合はホームページ (<http://www.aigo.or.jp/menu02/students.html>) よりレポート提出票様式ダウンロードができます。

③レポート提出票の添付

レポート提出票をレポート（原本）の表紙として添付し、左上1か所をホチキスで綴じてください。レポート提出票が添付されていない場合、受付不可レポートとして返送します。また、該当教科でないレポート提出票が添付されている場合や、選択した課題と一致していない場合は不合格対象となります。

④レポートの控え

郵送中の郵便事故等を想定し、完成したレポートは必ずコピーをとり、控えを残してください。

⑤レポートの封入

レポート提出用封筒に受講番号・氏名等を記入し、糊付して封緘してください。その際、封入物には糊がつかないように注意してください。1つの封筒に複数のレポートを入れても構いません。

⑥レポートの提出期間

各教科のレポート提出期限は本手引き9ページに示しています。指定する期間内の消印が押されたレポートに限り有効となります。指定期間以外の消印が押されたレポートは受付不可レポートとして返却いたしますので注意してください。

⑦レポートの郵送

本通信教育は第4種郵便の適用を受けていないため、第1種定形外郵便物となります。郵送中の郵便事故を想定し、郵便局窓口から特定記録郵便による発送をお勧めします。また、発送の際は郵便物の重量に応じた所定の料金分の切手を貼ってください。

(5)レポートの評価について（16ページ参照）

提出レポートは各教科の担当講師により、A・B・C・Dの4段階で評価されます。D評価ならびに未提出のレポートは不合格対象となります。不合格となったレポートの再提出方法は、3月末の履修状況通知時に詳細についてお知らせします。

(6)レポートの返却について

講師による添削評価後、レポートを返送します。課題により審査期間が異なるため、返送までに3ヶ月程度かかります。レポートは提出順に返送されない場合もあります。

レポート返却について ※選択された課題により返却日時は異なります。

教科名	返却予定	教科名	返却予定
①知的障害者福祉総論	2020年9月下旬	⑥知的障害者の医療	2021年1月下旬
②知的障害者援助技術		⑦知的障害者の生活支援	
③事例研究	2020年11月下旬	⑧障害福祉事業のマネジメント	2021年3月下旬
④知的障害を伴う自閉症スペクトラム		⑨知的障害の併存症（重複障害）	
⑤知的障害者の心理			

(7)レポートの再提出について

3月末に履修状況を送付する際にお知らせいたします(19ページ参照)。

(8)テキストを読む工夫

通信教育におけるテキストは、最初からじっくり読んでいくのが正攻法といえます。わからない言葉に出会ったら辞書やインターネットで調べながら、テキストをひとつひとつ読み通してください。ひとつの学問分野の全体像や体系にふれながら、幅広い知識や考え方を身につけることは、学問にふれる目的のひとつだと思います。

しかし、それでは読み続けることが難しく、なかなか頭に入らないという教科も出てくると思います。その場合は、テキストを最初のページから読んでいくことはやめてみましょう。目次をながめて、自分が興味のもてる章から読んでいく、あるいはレポート課題の解答をさがしながら読んでいく、これらを試してみてください。

人間の頭は、興味・関心のあることに対してや、目の前の問題解決のためには、よく働く構造になっているようです。また、学問の基本は、日常生活・社会生活の中の一つひとつの疑問に答えていくことです。レポートの解答を探しながらテキストを読むことは学問の現場そのものといえます。この時、読みながら大切だと思ったこと、解答に役立ちそうだと感じたことはアンダーラインを引くなどノートに書き写しておきましょう。また、自分なりに考えたこともテキストの余白やノートにメモしておきましょう。

レポートを書き始めると、自身の解っていない箇所が見えてくると思います。その疑問を解くためには、テキストの他の箇所やテキスト以外の参考図書を読み進める必要が出てくるでしょう。その繰り返しのなかで、次々と視点が広がり、さまざまなことが関連しているという知識の網の目が広がり、知る喜びを得られることと思います。

「問題意識をもってテキストを読もう！ 自ら疑問符となって本と対話しよう！」テキストを読む工夫のひとつとして試してみてください。そして、自らテキストと格闘し理解したことを自分のことばで要約したものをレポートにしてください。

学び始めることを決意された皆様があきらめることなく、一步一步前進されることを切に願っています。途中で息切れしないようにすることにも、十分配慮してください。

【引用・参考文献の表記方法】

レポート作成に使用した引用・参考文献を末尾(別ページ)に示すこと

※文献の指示部分は、制限字数に含まない

・著書の表記

《著者・編著者名(翻訳者名)『書名』、出版社名、出版年、引用ページ(シリーズ名)。》

・雑誌論文の表記

《著者名「論文名」、発行機関名、『雑誌名』、特集名、巻・号、発行年、引用ページ。》

・新聞記事の表記

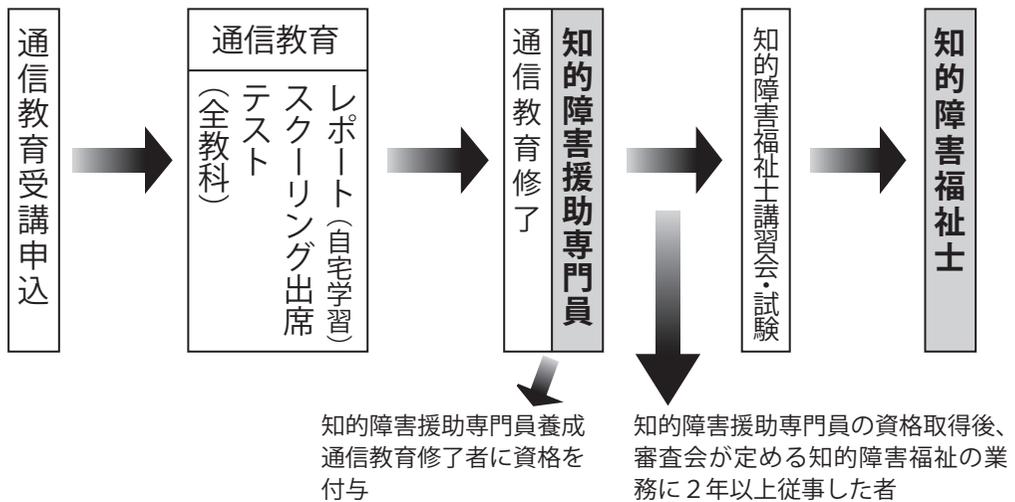
《「記事テーマ」、新聞名・朝夕刊の別、発行年/月/日/曜日、版数(ページ)》

・インターネットの表記

《サイトの運営主体、(記事の日付)、『情報テーマ』、サイトURL、情報入手日》

※ウィキペディアのような著者が明らかでないもの、SNS上のQ&Aやブログ、ツイッターのような私的なものは引用できません。

資格の付与について(資格認定への過程)



知的障害援助専門員とは

知的障害のある人が利用する障害者施設・事業所において知的障害児・者の支援・援助にあたる専門職員として本協会が認定する資格。

知的障害福祉士とは

知的障害のある人が利用する障害者施設・事業所において知的障害児・者の支援・援助に係る計画の策定、調整等とともに、支援・援助にあたる職員に対して助言・指導等を行う専門職員として本協会が認定する資格。

レポート提出期限

レポート提出教科	提出期限ならびに受付期間（当日消印有効）
①知的障害者福祉総論 ②知的障害者援助技術	2020年6月1日 ┆ 2020年6月10日
③事例研究 ④知的障害を伴う自閉症スペクトラム ⑤知的障害者の心理	2020年8月1日 ┆ 2020年8月10日
⑥知的障害者の医療 ⑦知的障害者の生活支援	2020年10月1日 ┆ 2020年10月10日
⑧障害福祉事業のマネジメント ⑨知的障害の併存症（重複障害）	2020年12月1日 ┆ 2020年12月10日

※提出期限ならびに受付期間以外に送付されたレポートは、受付不可レポートとして返送いたします。

レポート提出票記入例

①知的障害者福祉総論：レポート課題2を選択した場合

必ずホチキスで留める

ホチキス位置

レポート提出票			
レポート評価票（受講生用）		①知的障害者福祉総論	
受講番号	50 ○○○○○○	氏名	福祉太郎
*勤務先		*職名	
[課題] 選択したレポート課題の番号と課題文を記入してください。			
※課題番号	2	※課題文 テキスト第1章3節を熟読し、地域生活移行の意義を整理したうえで、知的障害のある人が、 <u>尊厳をもって地域で自立した生活をおくるために、施設・事業所として留意すべき点について述べなさい。</u>	
評価	[講評]		
A	<input type="checkbox"/>		
B	<input type="checkbox"/>		
C	<input type="checkbox"/>		
D	<input type="checkbox"/>		
			講師印 印
<ul style="list-style-type: none"> ・レポート評価票（受講生用）の「*」の欄に必要事項を記入してください。 ・レポートとともに左上をホチキスで留めてください。 ・レポート課題番号は「レポート受付票」の「※課題番号」欄にも記入してください。 			
----- キリトリ -----			
レポート評価票（協会控）			
受講番号	50 ○○○○○○	氏名	福祉太郎
教科名	①知的障害者福祉総論	教科コード	01
評価	A <input type="checkbox"/>	B <input type="checkbox"/>	C <input type="checkbox"/> D <input type="checkbox"/>
----- キリトリ -----			
<ul style="list-style-type: none"> ・「※課題番号」欄に選択したレポート課題の番号を記入してください。 			
レポート受付票（協会控）		※課題番号	2
受講番号	50 ○○○○○○	氏名	福祉太郎
教科名	①知的障害者福祉総論	教科コード	01

注：~~~~の部分を必ず記入して下さい（波線は必要ありません）。
（各教科のレポート課題は、26ページ以降に記載しています）

レポートの書き方について

(東北福祉大学通信教育部：学習の手引き引用)

I テキスト（教科書）を読む

通信教育での学習の中心は、テキスト（教科書）を読み、学んだ内容をレポートにまとめることです。その際、他の本や新聞、インターネットなどで関連することを調べたり、自分で考えたりすることも必要になります。

(1) テキストの読み方

① 全体をつかむ

まず、全体をつかむために、テキストの最初から最後まで、ざっと目を通してみましょう。目次・索引をながめ、キーワードをつかむことも有効です。その中で興味をもてる部分があれば、少し力を入れて読んでみましょう。学習は興味のもてるところからスタートするのが効果的です。

また、この段階で「レポート課題」にも目を通し、与えられた課題が何なのかを理解しておきましょう。

② 目的意識をもって読む

次に、レポート課題やアドバイスをもとに、レポートを書くつもりになって、テキストを丹念に読んでみましょう。さらに、レポート課題への解答だけでなく、自分なりに疑問をもって、それに対する答えを見つけるつもりで読んでいけば、その課題への理解はずっと深まります。

その際、大事だと思ったこと、理解したこと、おもしろいと思ったこと、レポートを書く際にヒントになりそうなことは、テキストに線を引いたり、書き込みをしたり、ノートに書き移したりしておきましょう。カードを作成するのもよいでしょう。

テキストは漫然と読んでいてはなかなか頭に入りません。手を動かしながら、内容はいままでの知識や経験と結びつけて理解するように努力してみましょう。また、レポートを書くつもりで、あるいは誰かと学んだことを語り合うつもりで読んでいくのもひとつの手です。自分に合ったテキストの読み方を見つけていきましょう。

③ 自分で調べる

テキストを読んでわからない言葉があれば、国語辞典や専門の辞典・事典、その他参考文献などで調べてみましょう。インターネットで調べる方法もあります。わからないことを自分で調べる方法を身につけ、それを習慣にすることは、これからの学習において、とても大切なことです。

④ わからないところはとばす

テキストには、その学問分野の幅広い内容が凝縮して記述されています。すべての内容を理解するのは大変ですから、どうしてもわからないところは飛ばして、先に進みましょう。学習が進んだ後に読み直してみると以前わからなかったことが簡単に理解できる、というのはよくあることです。

⑤ テキスト以外の本を読む

限られた学習時間のなかでは、指定されたテキストを読むだけでも時間がかかると思っています。しかし、テキスト以外のものを読んでみると、要点やキーワードなどがより明確になり、テキストを読んだだけではわからなかった内容が理解できることも多くあります。

同じことに対する別の説明の仕方、別のものの見方にふれることは、内容の理解を深め、視点を広げるのに非常に役立ちます。その教科に力を入れてみたい場合には、テキスト以外の本を読むことをお勧めします。

⑥ 新しい知識を柔軟に受け入れる

先述のように、テキストは自分のこれまでもっている知識や経験と結びつけて理解するのが効果的です。その際、知識や経験を絶対視するのではなく、著者が述べようとしている内容を正確に理解する努力も必要です。「学ぶ」には「真似ぶ」という側面もありますから、いったんはテキストに書かれたことを素直に理解してみるようにしましょう。新しい知識を柔軟に受け入れたうえで、自分なりの理解や視点を形づくりレポートに表現してください。

II レポートをまとめる

レポート作成は、通信教育の主な学習方法です。**1教科につき1課題（複数の課題から1題選択）を、期日までに提出してください。**テキストを熟読しながら、出題されたレポート課題に対する解答を**1,800字以上2,000字以内**（5ページ参照）でまとめます。

(1) レポートに要求されていること

「教科学習ガイド」には各教科ごとにレポートを書く際の留意点が述べられています。「教科学習ガイド」は繰り返し読んでから、レポートをまとめてください。

① 課題に論理的に答える

レポートは、テキストを読んで学んだことを講師に報告するものです。まずは課題を理解したうえで、テキストの内容を自分のことばで要約して、論理的にまとめることが必要になります。自分が解ったことを、他の人にも解るように伝えるつもりでまとめてください。

十分にテキストを読まないで部分的にテキストを丸写ししたり、ただ実体験や感想をまとめただけのレポートでは、合格点は得られず不合格（再提出）となります。レポートは、自分の主観的な経験や気持ちを綴った日記・エッセイ・感想文とは違い、レポート

課題に対してある程度体系立った解答が求められます。この点に留意してください。

② よりよいレポートを書く

前項に記したことは学習成果をまとめるレポートとしては、必要最低限のことからです。レポートは、もう一段高いレベルを要求されているものもあります。それは、テキストの内容を理解したうえで、自分なりに考察しなさいというものです。レポート課題の末尾が「～について考察しなさい・述べなさい・まとめなさい」等になっている場合は、このことが要求されています。

自分のもっている知識、別の参考文献を読んで得た見方・考え方、自分で調べたこと、身近な出来事や職場での経験などから、レポート課題に対して、どう考えるのかをまとめる必要があります。もちろん、自分の説を述べる際にも、他の人にもわかるように、論理的で説得力のある文章でまとめる必要があります。

(2) レポート作成の手順と構成

① 下書きを行う

レポートをまとめる際には、テキストを読んだ時に引いたアンダーライン、ノートやカードをもとに、どのようなことを、どういう構成・順序で述べようとするのかをまず考えてみましょう。必ず下書きを行ってから、レポート用紙に清書するようにしてください。

② レポートの構成

レポートは「序論・本論・結論」の構成が一般的です。事例を論述する場合は「目的・方法・結果・考察」の構成で書いてください。文章は簡潔で要点をとらえたものとなるように心掛けてください。

③ レポート作成上の留意点

- ・ひとつのテーマに対して段落を設定
- ・ひとつの段落ごとに改行
- ・改行の意味をよく考えること
- ・簡潔な表現
- ・論理的な表現
- ・問題提起と結論は整合性を持たせること
- ・時には省略（単調な文が続くことを避けるため）
- ・下手でもよいから楷書で、ていねいな文字で書く
- ・レポートの作成にあたり、該当する教科のテキストを読み学習した上で、課題の意図を把握し、テキストの内容とともに、自身の考えを論述する。(極めて他人のレポートと類似している場合は、不正行為とみなし不合格とします)
- ・事例を述べる場合、氏名はA・B・Cで表記するなどし、個人が特定されないように配慮する。
- ・職場や家庭、当事者に対する批判や疑問、内部告発、誹謗中傷といった内容になら

ないようにする。

- ・取り上げた内容が差別・偏見として解釈されないよう表現には十分注意する。
- ・別添で図表・画像ならびに詳細な資料がある場合は、レポートの最終ページ以降に付けてください。文字数にはカウントしません。(多くても数枚とする)

文章表記上の留意点

(1)文章は「である(だ)。」体で統一する。

(例) 「～～である。」 「～～であった。」 「～～を行った。」

(2)利用者、職名に対して「さん」「の方」はつけない方が読みやすい。

(例) × 「利用者さん」 → ○ 「利用者」

× 「支援員の方」 → ○ 「支援員」

× 「施設長さん」「相談員さん」「看護師さん」「ケアマネさん」

→ ○ 「施設長」「相談員」「看護師」「ケアマネジャー」

※レポートのため敬称をつけない。

(3)表現として「させられた」などの受身表現とか、また、先輩職員や上司への丁寧語、利用者への謙譲語も不要。

(例) × 「排泄介助をさせられたとき……」

→ ○ 「排泄介助を行ったとき……」

× 「アドバイスをしていただいた」

→ ○ 「アドバイスを受けた」

× 「入浴介助をさせていただいたとき……」

→ ○ 「入浴介助を行ったとき……」

(4)小説や随想ではないので話し言葉は用いないことや、社会人としての文章・文体で書くようにする。(ふさわしくない表現)

(例) 「ずっと」「すごく」「やっぱり」「ちょっと」「まあまあ」「キツイ」「シンドイ」「思うに」「あと」「～だけど」「なんだか」など

(5)人権擁護や自立支援の観点から、支援、サービス提供に関する適切な表現にする。

(例) × 「お世話をする」 × 「～してあげる」

→ ○ 「支援する」「○○の介助をする」

質問について

- ① テキスト学習において内容に疑問が生じた場合には、付属の「質問用紙(コピー可)」により質問することができます。(質問用紙はコピーして使用ください)
- ② 質問がある場合は、該当する教科のレポート提出時にレポートと一緒に送ってください。(質問は各教科1問までとします)
- ③ **質問の内容は、テキストの内容に直接関係のあるものに限ります。**それ以外の質問(支援の方法等に関する質問等)はお答えできませんので返却いたします。

スクーリングおよびテストについて

(1) スクーリングおよびテストの実施内容等

- ① 2021年1月22日～24日（東京）、2021年1月9日～11日（大阪）に各3日間実施します。
- ② 受講会場の変更を希望される方は付属の「スクーリング会場変更届」により変更ができます。当日の変更は認められません。
- ③ 修了判定を受けるためには、全教科の受講が必要となります（いかなる理由でも欠席は認められません）。
- ④ 実施要綱・受講証は、11月頃に送付いたします。
※スクーリングの際は、必ず受講証を持参してください。
- ⑤ 各教科の学習成果を確かめるためスクーリング期間中にテストを行います。過去問題を実施要綱と一緒に送付いたします。なお、「⑤知的障害者の心理」に関しては、今年度テキスト改訂を行ったため過去問題はありません。
- ⑥ スクーリングは必ず当該年度中に受講してください。欠席の場合は未修了となります。
※スクーリング参加にかかる宿泊等については、ご自身で手配ください。

(2) スクーリング日程・会場（教科の順番が変更となる場合もあります）

東京会場

- ・開催日 2021年1月22日(金)～24日(日)
- ・会場 TFT有明
(東京都江東区有明3-11-1)

大阪会場

- ・開催日 2021年1月9日(土)～11日(月)
- ・会場 大阪国際会議場
(大阪市北区中之島5-3-51)

	12:30	13:10	13:30	15:00	15:15	16:45	16:55	17:25		
1日目	受付		オリエンテーション	教科①	休憩	教科②	休憩	テスト		
2日目	9:20	10:50	11:05	12:35	13:30	15:00	15:15	16:45	16:55	17:35
	教科③	休憩	教科④	休憩	教科⑤	休憩	教科⑥	休憩	テスト	
3日目	9:20	10:50	11:05	12:35	13:30	15:00	15:10	15:40		
	教科⑦	休憩	教科⑧	休憩	教科⑨	休憩	テスト			

※1日目の講義開始前の13:10～13:30にオリエンテーションを行います。

レポートの評価について

(1) 良いレポート

- ① 課題を正しく理解しており、課題に対して体系だったレポートとなっている。
- ② テキスト・参考文献をさらに深く考察している。
- ③ オリジナリティのある文章で、簡潔で要点をとらえたものとなっており、論理的にまとめられている。
- ④ 文章作法（ルール）が守られている（5～8ページ参照）。
- ⑤ 通信教育の手引きの「レポートの書き方について」（11～14ページ）及び事例研究テキスト第3章第1節「レポートの作成」に沿ってまとめている。

(2) 不完全なレポート（再提出対象）

- ① レポート提出票とレポート用紙の教科名が一致していない。
- ② 選択したレポート課題と一致していない。
- ③ 箇条書きで書かれている。
- ④ 全体的に疑問を抱く内容、決定的な誤認・不適切理解をしている。
- ⑤ 明らかに既存の何らかの文書を模倣している。
- ⑥ 文字数が1,800～2,000字に満たない、もしくは超えている（5ページ参照）。
- ⑦ 不必要な見出しや、過剰な改行がある。
- ⑧ 文章作法（ルール）が守られていない（5～8ページ参照）。
- ⑨ テキストを丸写し（部分的含む）、自分自身の実体験や感想をまとめただけのもの。
- ⑩ 他者と同じ内容のレポート。

修了判定について

修了の判定は「レポート評価」および「スクーリングの出席・テスト」による総合評価で行います（19ページ参照）。なお、履修状況及び修了判定の結果については、3月末に通知いたします。

再提出について

- ① 成績評価の結果、不合格となった教科が2教科以内の場合は、該当する教科のレポートを再提出し再評価を受けることができます。
ただし、再評価は、教科ごとに1回を限度とします。
- ② 再評価を受けるためには、所定の再評価料（1教科2,000円）の納入が必要です。
- ③ レポートを再提出し、再度不合格となった場合は未修了となります。

履修の延長について

(1) 対象者

次の方が履修延長を申請した場合は、履修期間の延長が認められます。

ただし、延長期間は2022年3月31日（1年間）までとします。

- ① 不合格、またはスクーリングに出席していない教科が4科目以内の場合。
- ② 不合格、またはスクーリングに出席していない教科が5科目以上で、その理由が病気など特別の理由がある場合。ただし医師による診断書が必要となります。

(2) 申請手続き等について

手続きの方法など詳細については、3月末の履修状況通知時に該当者へお知らせいたします。履修延長料は、1教科3,000円となります。

(3) 履修内容

- ① 不合格、またはスクーリングに出席していない教科を履修し、修了判定を受けます。
- ② 前年度スクーリングに出席した教科については、レポート提出によって成績評価を受けます。また、スクーリングに出席していない教科については、スクーリングの出席とレポートおよびテストの成績評価を受けます。
- ③ 履修延長を行い、再度不合格となった教科がある場合は未修了となります。

受講中の諸手続きについて

(1) 変更届について

住所変更、結婚等による改姓、勤務先の変更は付属の「変更届」により、すみやかに届け出てください。本通信教育のホームページより変更することも可能です。

(2) スクーリング会場の変更について

スクーリング会場を変更する場合は、付属の「スクーリング会場変更届」により、すみやかに届け出てください。

(3) 受講証の再交付について

受講証を紛失した場合は、付属の「受講証再交付申請書」と縦4cm×横3cmの証明写真1枚を同封のうえ申請してください。その際、写真の裏面に都道府県・氏名を記入してください。

不合格となった教科の再提出について

履修状況において不合格となった教科は、「再提出もしくは延長」の場合に限り、再度提出することができます。レポートを再提出される場合は、初回に提出されたレポートと同じ課題を選択してください。また提出にあたっては、受講期間中に提出されたレポートも同封してください。未提出により不合格となった方は、どの課題でも選択できます。

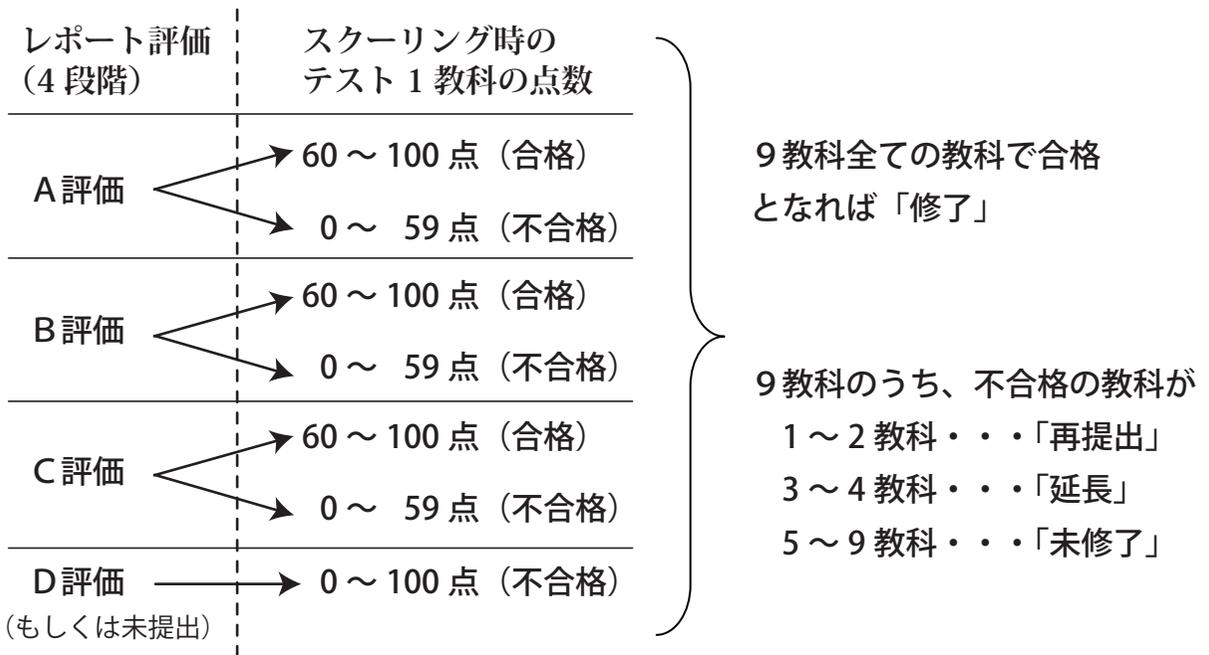
テストの結果により不合格となった場合は、新たな課題を後日お知らせします。

講師および教科担当者一覧(令和2年3月31日現在)

科目名	講師名
①知的障害者福祉総論	小澤 温 (筑波大学)
	谷口 泰司 (関西福祉大学)
	本多 徹 (社会福祉法人光風会)
	矢野 明宏 (東京通信大学)
②知的障害者援助技術	河原 雄一 (社会福祉法人星谷会)
	鈴木 良 (琉球大学)
	高橋 智秀 (社会福祉法人みずほ厚生センター)
	中野 陽子 (和泉短期大学)
③事例研究	川口 豊 (社会福祉法人天王福祉会)
	長澤 正樹 (新潟大学)
④知的障害を伴う自閉症スペクトラム	小林 信篤 (社会福祉法人横浜やまびこの里)
	讓田 和芳 (bonキッズ豊中)
	田熊 立 (千葉県発達障害者支援センターCAS東葛飾)
	中野伊知郎 (社会福祉法人侑愛会)
	松上 利男 (社会福祉法人北摂杉の子会)
⑤知的障害者の心理	齊藤 宇開 (たすく株式会社)
	佐々木 新 (川崎医療福祉大学)
	諏訪 利明 (川崎医療福祉大学)
	平野 晋吾 (福山市立大学)
⑥知的障害者の医療	相崎 貢一 (東京都心身障害者福祉センター)
	江川 文誠 (えがわ療育クリニック)
	小沢 浩 (島田療育センターはちおうじ)
	片山 雅博 (旭川荘療育・医療センター)
	鴨下 加代 (県立広島大学)
	土路生明美 (県立広島大学)
	林 優子 (県立広島大学)
	百瀬 麻記 (心身障害児総合医療療育センター)
⑦知的障害者の生活支援	金丸 博一 (社会福祉法人柏学園)
	佐藤 繭美 (法政大学)
	佐野 和明 (社会福祉法人愛育会)
	松永千恵子 (国際医療福祉大学)
⑧障害福祉事業のマネジメント	榎本 則幸 (東京通信大学)
	新妻 登 (地域福祉ネットワークいわき)
	松下 直弘 (社会福祉法人岩崎学園)
⑨知的障害の併存症 (重複障害)	池上 陽子 (島田療育センター)
	豊田 隆茂 (島田療育センター)
	野村 万季 (相模原市立陽光園)
	宮崎 明美 (児童発達支援センターみどり学園)

※50音順

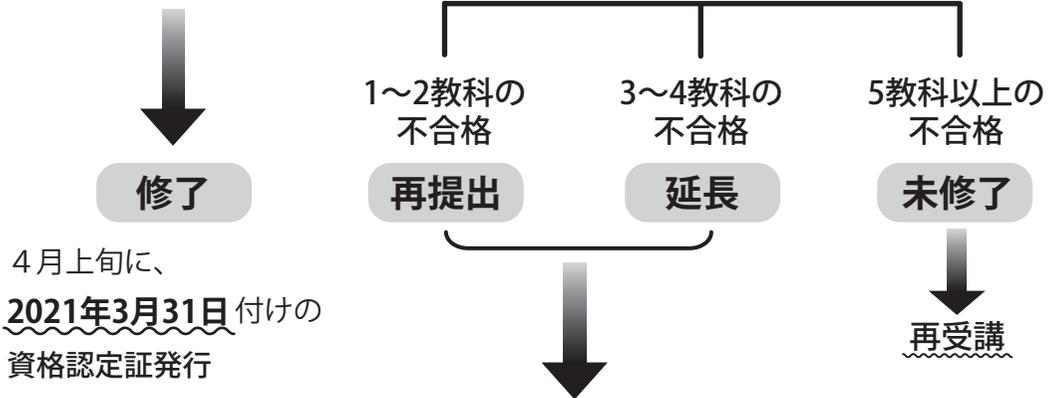
各教科の評価方法について



履修状況について

すべての教科が合格の場合

上記にて不合格教科がある場合



3月末: 履修状況にて成績通知
4月中旬: 再提出(延長)申請書・申請料の手続きをする(受講生)
4月下旬: レポート再提出(延長)に関する書類を送付(事務局)
7月中旬: レポート提出(受講生)
9月上旬: レポート返却(事務局)
修了(資格認定証発行)

※スクーリングに出席している場合

知的障害援助専門員養成通信教育実施規程

昭和45年	4月 1日	制定
昭和50年	8月27日	改正
昭和52年	5月17日	改正
昭和53年	11月24日	改正
昭和54年	5月29日	改正
昭和55年	5月28日	改正
昭和58年	3月 8日	改正
昭和59年	2月29日	改正
平成 2年	4月 1日	改正
平成 3年	5月14日	改正
平成 9年	5月 7日	改正
平成10年	5月 6日	改正
平成12年	2月25日	改正
平成15年	12月24日	改正
平成18年	8月22日	改正
平成24年	5月17日	改正
平成25年	4月 1日	改正
平成31年	3月14日	改正

■目 的

第1条 公益財団法人日本知的障害者福祉協会（以下「本会」という）は、主として知的障害のある人が利用する障害者施設・事業所において知的障害児・者の支援・援助にあたる専門職員の養成を目的とした通信教育を実施するため、この規程を定める。

■名 称

第2条 この通信教育は、知的障害援助専門員養成通信教育（以下「本通信教育」という）という。

■委員会

第3条 本通信教育は、委員会設置規程に基づき人材育成・研修委員会（以下「本委員会」という）が企画・運営する。

■対 象

第4条 受講対象者は、別に定める教育課程または知的障害を理解するための基礎講座を修了するとともに知的障害福祉の実務経験のあるものとする。

■受講定員

第5条 受講定員は450名とする。

■履修期間

第6条 履修期間は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。
2. 履修延長については別に定める。

■履 修

- 第7条 履修は、テキスト学習並びにスクーリングにより行うものとする。
2. 別に定める修了判定により全ての教科目を修了した者には、修了証書を交付する。

■講 師

- 第8条 講師は、本委員会が推薦し、本会の会長が委嘱する。

■諸 則

- 第9条 本規程の細則に関する事項については、別に定める。
2. 本規程を改正または廃止しようとするときは、本会の理事会の承認をうけなければならない。

知的障害援助専門員養成通信教育実施規程の細則を次のとおり定める。

■受講対象者

- 第1条 受講対象者は、次の教育課程を修め、実務経験を有する者とする。
- (1)学校教育法に基づく大学・短期大学卒業者で、人材育成・研修委員会が定める施設・事業ならびに職種で1年以上その業務に従事した者。
 - (2)学校教育法に基づく専修学校の専門課程【修業年限2年以上のものに限る】(専門学校) 卒業者で、人材育成・研修委員会が定める施設・事業ならびに職種で1年以上その業務に従事した者。
 - (3)学校教育法に基づく高等学校卒業者で、人材育成・研修委員会が定める施設・事業ならびに職種で2年以上その業務に従事した者。
 - (4)学校教育法に基づく専修学校の高等課程(高等専修学校) 卒業者で、人材育成・研修委員会が定める施設・事業ならびに職種で2年以上その業務に従事した者。
 - (5)本会が実施する「知的障害を理解するための基礎講座」の修了者で、人材育成・研修委員会が定める施設・事業ならびに職種で2年以上その業務に従事した者。
 - (6)知的障害援助専門員養成通信教育(平成12年度以降)を受講した者で、未修了の者。

■受講手続き

- 第2条 受講希望者は、所定の手続きを完了し、別に定める受講料を納入しなければならない。

■教科目

- 第3条 教科目については別に定める。

■テキスト学習

- 第4条 受講者は、所定の期日までに全教科目について、レポートを本委員会に提出し、評価を受けなくてはならない。

■スクーリング

第5条 受講者は、全教科目についてスクーリングに出席し、試験を受けなければならない。

■修了判定

第6条 修了の判定は、各教科ごとにスクーリングの出席とレポート及び試験の成績評価により行う。

- 2 スクーリングに出席しない教科目については、成績評価を受けることができないものとする。
- 3 成績評価の結果、不合格となった教科目が2科目以内の場合は、その教科目のレポートを提出し、再評価を受けることができる。但し、再評価は、教科目ごとに1回を限度とする。
- 4 再評価を受ける者は、再評価料を納入しなければならない。

■履修期間の延長

第7条 次に定める者が本委員会の履修期間の延長を申請した場合は、その履修期間の延長を認めるものとする。

- (1)修了できなかった教科目が4科目以内である者。
- (2)修了できなかった教科目が5科目以上である者で、その理由が病気等による者又は本委員会がそれに準ずる者として認めた者。
- 2 履修の延長は1年を限度とする。
- 3 履修期間を延長した者は、修了できなかった教科目を履修し、修了判定を受けなければならない。但し、前年においてスクーリングに出席したものについては、レポート提出によって成績評価を受けることができるものとする。
- 4 履修期間を延長した者は、成績評価の結果、不合格となった教科目について再評価を受けることができないものとする。
- 5 履修期間を延長する者は、履修延長料を納入しなければならない。

■受講料

第8条 受講料、再評価料及び履修延長料については別に定める

●別表1

教科目

- | | |
|-------------------|-----------------|
| ①知的障害者福祉総論 | ⑥知的障害者の医療 |
| ②知的障害者援助技術 | ⑦知的障害者の生活支援 |
| ③事例研究 | ⑧障害福祉事業のマネジメント |
| ④知的障害を伴う自閉症スペクトラム | ⑨知的障害の併存症（重複障害） |
| ⑤知的障害者の心理 | |

●別表2
実務経験該当施設・事業所および該当職種

根拠法	施設・事業の種類	職種
児童福祉法	通所支援 障害児 児童発達支援 福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	直接対人援助業務を行っている専任の職員 児童指導員 保育士 児童発達支援管理責任者 相談支援専門員
	入所支援 障害児 福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	
	相談支援 障害児 障害児相談支援	
発達障害者支援法	発達障害者支援センター	直接対人援助業務を行っている専任の職員 相談支援を担当する職員 発達支援を担当する職員 就労支援を担当する職員
障害者総合支援法	障害福祉サービス事業 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 療養介護 生活介護 短期入所 重度障害者等包括支援 施設入所支援 自立訓練（機能・生活・宿泊型） 就労移行支援 就労継続支援（A型・B型） 共同生活援助	直接対人援助業務を行っている専任の職員 生活支援員 就労支援員 職業指導員 サービス管理責任者 サービス提供責任者 相談支援専門員
	障害者支援施設	
	支援相談 一般相談支援（基本相談支援及び地域相談支援） 特定相談支援（基本相談支援及び計画相談支援）	
	支援地域生活事業 市町村地域生活支援事業 都道府県地域生活支援事業	
障害者の雇用促進等に関する法律	障害者就業・生活支援センター	直接対人援助業務を行っている専任の職員 就業支援担当者 生活支援担当職員
のぞみの園法	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設「のぞみの園」	直接対人援助業務を行っている専任の職員
※右記に掲げる施設・事業は、既に受講資格に必要ない実務経験の対象になります。	知的障害者福祉工場 心身障害児総合通園センター 児童デイサービス事業 重症心身障害児（者）通園事業 障害児（者）地域療育等支援事業 知的障害者生活支援事業 知的障害者援護施設 （知的障害者更生施設・知的障害者授産施設・知的障害者小規模通所授産施設・知的障害者通勤寮） 児童福祉施設（障害児施設支援） （知的障害児施設・知的障害児通園施設・盲ろうあ児施設・肢体不自由児施設・重症心身障害児施設） 相談支援事業 共同生活介護	直接対人援助業務を行っている専任の職員 児童指導員 保育士 生活支援員 指導員 ケースワーカー 作業指導員 職業指導員 生活支援ワーカー コーディネーター 相談支援専門員
	人材育成・研修委員会が個別に認めた施設・事業所	直接対人援助業務を行っている専任の職員・ 医師・保健師・看護師・理学療法士・ 作業療法士・言語聴覚士・精神保健福祉士・ 社会福祉士・施設長・管理者

※非常勤（臨時）職員の場合は、正職員と比べて 3/4 以上勤務している直接援助業務に携わる者を対象とする。

●別表 3

受講料、再評価料および履修延長料

受講料	会員施設	—	66,000円
	一般	—	69,000円
再受講料	会員施設	—	53,000円
	一般	—	56,000円
再評価料	(1教科)	—	2,000円
履修延長料	(1教科)	—	3,000円

教科学習ガイド

①知的障害者福祉総論	26
②知的障害者援助技術	28
③事例研究	30
④知的障害を伴う自閉症スペクトラム	32
⑤知的障害者の心理	34
⑥知的障害者の医療	36
⑦知的障害者の生活支援	38
⑧障害福祉事業のマネジメント	40
⑨知的障害の併存症（重複障害）	42

① 知的障害者福祉総論

〔教科研究ガイド〕

知的障害者福祉総論の特徴と学習のねらい

福祉専門職の学ぶべき理論の大本は実践の学たる社会福祉学です。社会福祉学は、周辺諸学である社会学、心理学、法学、医学、経済学、芸術学など各々から生みだされた先達による産物を共有財産としています。ゆえにかつて本体は何なのか問われることもありました。各学問を外していくと何が残るのかといわれたことがあります。しかるに社会福祉学は社会福祉学として他の何ものでもなく存在しています。同様に、各論は多岐にわたり総論ではその理解に資する基礎と総体を学ぶことになります。

第1章の「知的障害者福祉の理念と歴史」では、まず知的障害とは何かについて蓄積された知識を学びます。福祉専門職の支援方法論では、その人を価値ある尊厳ある人として個別に向き合うことを原則としますが、これまで多方面から、また広く世界からも知的障害のある人を理解するための知見、考え方が蓄積されています。この知識なくして知的障害者福祉の専門職とはなりえません。しかし、利用者の理解には個別化が重要であり、それに資するものがこれまで蓄積された知識となります。次に、知的障害者福祉の基盤となる理念を学びます。その理念は福祉専門職としての仕事の拠り所となるものです。しかし、仕事をする中では理念に反する現実に社会の様々な場面で直面せざるを得ない状況に置かれます。我々はそれに挑んで変革していく専門職であります。よって、理念を学ぶことは大変重要なこととなります。また、時間の波を乗り越える中で刻々と深化と進化を続ける福祉の形（構造）と動き（機能）の歴史を学びます。これは、第2章以降あるいは他のテキストに示されている現状の理解に資するものともなります。

第2章の「知的障害者の実態」では、2016年現在把握できる情報が示されています。超高齢社会に向けて将来の動向を認識する上でも重要な内容を提示しています。

第3章の「知的障害者に関連する法体系」は特に必要な知識です。なぜならば、福祉専門職はコミュニケーションを通して利用者と信頼関係（相互に成り立つ関係ですので我々も利用者を信頼します）を形成し、アカウントビリティ（説明する責任・能力）により利

用するサービスや選択肢などを説明提示し、決定するのは利用者です。決定を支援するのが原則になっているのです。制度を含めて伝えるべきことが曖昧では、アカウントビリティは成り立ちません。そして社会が十分な選択肢を用意できない場合、ひとつしかないところにある利用者は、そこで既に社会的役割を果たしているともいえます。我々は、その場を共有し、選択肢を共に創りだす専門職であるべきこと、これを抜きにしたら専門職とはいえなくなる、こうした原則を踏まえて制度をしっかりと学びましょう。なお、制度は障害者権利条約などの影響で特に障害者差別解消法を例にみても、今後継続して検討することが残されていますし、障害者基本計画の進捗にも着目し、こうした今後の変化にも関心をもち続けることが大切です。

第4章の「知的障害者福祉に関連する施策と制度」は、第3章と同様な意味で重要ですが、複雑化・多様化する生活上の課題にいかなる支援が可能であるのか認識する上で必要となるものです。福祉専門職は把握すべき全てのニーズに対応することが困難になる時があります。しかし、把握すべきニーズはしっかりと認識することが必要で、ジェネラリストの視点が求められます。福祉専門職が担うべきニーズへはスペシフィック（分野ごとの高度な専門知識と技術）で対応し、対応しきれない必要なニーズには、対応できる場所とつなげる機能が求められます。これが連携やネットワークを形成することになります。

第5章の「援助職員の役割と倫理」は、本論にもある「優生保護法」のように過去に倫理に合致しない法制度が存在した事実があります。これが我々に教えることは、法制度が絶対的なものと考えすることは社会福祉専門職にはないということです。法制度も状況で変革しうるものであり、ソーシャル・アクションによる変革を方法論として有してきました。その根拠は倫理となることを再度認識して、しっかりと倫理を学びましょう。倫理は、我々の仕事の支柱となるものであり、迷われた時にはここへ原点回帰することで再び得るべきものがつかめるはずで

[レポート課題]

1. テキスト第5章を熟読し、知的障害者に関わる支援員にとって、必要とされる権利擁護と意思決定支援のあり方について、あなたの考えを具体的な実践を含めて述べなさい。
2. テキスト第1章3節を熟読し、地域生活移行の意義を整理したうえで、知的障害のある人が、尊厳をもって地域で自立した生活をおくるために、施設・事業所として留意すべき点について述べなさい。
3. テキスト第3章を熟読し、障害者差別解消法について要約し、社会的障壁の除去や合理的配慮に必要な取り組みについて、具体的な実践を示しながら、あなたの考えを述べなさい。
4. テキスト第5章を熟読し、職員の専門性とは何かを要約したうえで、専門職として日頃の実践から育むべきことについて、あなたの考えを述べなさい。

②知的障害者援助技術

〔教科研究ガイド〕

障害者基本法改正・障害者虐待防止法施行・障害者差別解消法制定とわが国の障害者福祉の理念や枠組みは、劇的に変貌を遂げてきています。人権擁護・差別解消・意思決定支援という基本理念がますます強く打ち出されていく中、障害を持つ方々の生活支援に携わる者としてこの基本理念を深く理解することが問われています。

知的障害のある方々に対する援助技術とは、こうした中でどのようにあるべきでしょうか。本テキストでは、本人意思を形成・表明しにくい知的障害の特性を理解し、表明されにくい本人のニーズを顕在化させるための手法や意思決定支援や生活全体をみた支援を行うために必要な技術とツールを習得することを学習の目的としています。平成15年度から、利用契約制度が導入され、利用者（クライアント）や家族から生育歴や生活全体を聴取してアセスメントを行うことが社会福祉施設・事業者の責務となってきた中で、今こそ、医学モデルと生活モデルの統合や人と環境との相互作用の視点に基づいたソーシャルワークを支援理念・方法論とすることが重要です。本テキストの学習を通じて、知的障害児・者に特化したソーシャルワークの在り方を習得してください。

第1章「援助技術の沿革」、第2章「相談援助の構成要素」

この2つの章では、ソーシャルワークの歴史から説き起こし、2014年度に確立されたグローバル定義について解説しています。権利擁護において今日的に重要な概念である「集団的責任」について理解を深めてください。

第3章「知的障害児者の人権」

この章でいよいよ知的障害児・者の特性やこれから権利擁護の焦点となる障害者権利条約や意思決定支援について学びます。知的障害児・者に特化したソーシャルワークの最前線を理解してください。

第4章「社会福祉施設・事業所の役割」

本章では、社会福祉施設・事業所で生活支援に取り組む際の3つの柱である「自立支援」、「生活構造」、「地域生活支援」の背景となる歴史・理論・視点について述べています。短

い章ではありますが、実践に直結する部分も多いと思います。

第5章「援助の実践モデル」、第6章「知的障害者のケアマネジメント」

この2つの章では、支援現場で知的障害児・者に対してどのように言葉がけをし、援助を行うべきかを理論的、具体的に述べています。また、知的障害に配慮したケアマネジメントのあり方、サービス等利用計画・個別支援計画についても具体的に解説しています。この2つの章で援助のための技術とツールを習得してください。

第7章「高齢知的障害者の援助技術」

最終章においては、国立のぞみの園の研究による高齢期に達した知的障害者への援助・支援のあり方について述べています。現場で直面する高齢期支援の理論を学んでください。

本テキスト学習を通じて、皆さんによる知的障害児・者に特化したソーシャルワークの理論と実践の創造的発展を願ってやみません。頑張りましょう。

〔レポート課題〕

1. テキスト第6章を熟読し地域支援とケアマネジメントのあり方についてまとめた上で、あなたの事業所の事例を通して、地域支援の取り組みの実際と課題について述べなさい。
2. テキスト第1章を熟読し、エンパワメントアプローチについてまとめた上で、あなたが実践しているエンパワメントの実践例を具体的に述べなさい。
3. テキスト第5章を熟読し、エコロジカルアプローチとパーソンセンタードプランニングについて説明し、あなたの事業所では、どのように知的障害のある人が主体となる支援を実践しているか事例をもとにあなたの考えを述べなさい。

③事例研究

〔教科研究ガイド〕

知的障害のある人たちの支援現場は、重度化・高齢化や就労支援、地域移行といった様々な複雑に入り組んだ課題の解決が求められています。また、行動障害の改善といった一朝一夕には解決できない課題にも直面しているでしょう。そうした課題の解決を自分自身の日々の業務をうまくこなすための目的で解決できたらどんなに仕事が楽になるのだろうと考えたことはありませんか。

この事例研究の目的は、仕事をこなすための方法論を身につけるものではありません。課題や事例の解決をあくまで知的障害のある人一人ひとりの生活改善のステップと捉え、支援者や職場全体が支援力を蓄え向上させていくことが事例研究の目的です。そのために必要な価値観、方法論、アセスメントの手法、事例研究会の運営方法を本テキストの学習を通じて身につけて下さい。

事例研究という分野は、経験科学という領域にあり、その内容に客観性や科学性が求められます。科学である限り、そこには基礎となる理論や学問体系も当然存在します。その一つが、ソーシャルワークであり、最新の理論としてエコロジカルモデル、システム理論、BPSアプローチについても若干触れています。こうした最新の知見も積極的に吸収して事例研究の創造的発展を目指してください。

次に、本テキストの学習のポイントについて触れておきます。

- ①事例研究を行っていくための意義や目的について繰り返し深めて下さい。この点は、本テキストの主題でもあります。
- ②客観的、科学的な事例研究を行う、また支援計画を立てる場合に必要なデータの取り方と分析について学習してください。逸話記録の見直し方、応用行動分析に基づく分析手法に詳しく解説しています。
- ③事例研究会の運営方法、事例発表の方法について、実際の現場での会議運営に生かせるよう学習を深めて下さい。地域・専門機関との連携の在り方、その際に求められる個人情報保護や匿名化作業についても学習を深めてみて下さい。
- ④課題レポートや事例レポートの書き方についても具体的に触れています。これまでの受

講生の優秀レポート（本通信教育のホームページに掲載）とその解説も行っていますので、皆さんがレポートを作成するための指針として活用して下さい。

ここで学習したことをぜひ実践現場で生かして、知的障害児・者の生活向上のためにつながる事例研究ができることを期待しています。

[レポート課題]

1. テキスト第4章3節のレポート2を熟読し、本事例の児童の障害特性や取り巻く環境、またその相互作用をICFに基づいて整理し、本レポートの支援を評価し、あなたが新たに気付いた配慮点や支援を述べなさい。
2. テキスト第2章2節を熟読し、あなた（もしくは組織）が取り扱った支援事例で、データ収集や分析をどのように行い支援に生かしたか、またその結果についても可能な限り、数値的な根拠を明らかにして述べなさい。
3. テキスト第1章を熟読し、第3節の構成に従い事例をまとめる内容は次の通りとする。あなたがうまく対応できた利用者をひとりあげ、その利用者の課題やニーズをひとつに限定して説明し、支援内容とその結果をわかりやすく記述し、うまくいった要因を考察しなさい。

④ 知的障害を伴う自閉症スペクトラム

〔教科研究ガイド〕

自閉症に特化した本科目は、2007年に本通信教育に加えられた。この背景には、2005年に発達障害者支援法が施行されたこと、また、自閉症の人たちへの支援は知的障害のある人たちへの一般的な支援の取り組みだけでは不十分であり、それ以前は、施設や職員が独自にそれぞれに研鑽を積んでいるだけであったが、対応としては十分とは言えず、支援現場においては困難を呈し、結果的に行動障害を発生させ増長させることによって強度行動障害の状態に陥らせてしまうケースもあり、ある種の限界に達していることを多くの現場で感じられていたことがあげられる。そうした経過の中で、本通信教育において「自閉症」を一つの教科として学んでもらいたいとするこの意味と必要性を理解していただきたい。

自閉症を教科に加えた2007年から10年以上が経過し、この間、発達障害を巡る様々な研究が報告されている。「DSM（精神障害の診断と統計マニュアル）」の改定があるなど、新たな知見も散見される中で本テキストを改訂した。

皆さんには、新たな情報を得るとともに、自閉症スペクトラムの人の障害特性について正しい理解をさらに深め、結果として人権に配慮した正しい支援を展開いただきたい。

第1章は、自閉症スペクトラムの理解の入り口となる。はじめに「三つ組」と言われる診断基準を中心に、入門的に自閉症スペクトラムの特徴の概観について理解してほしい。

当事者側からの視点で具体的な困難さ（違い）、生活のしづらさなどについて、特性の現れ方について捉えられるようになってほしい。

第2章は、自閉症スペクトラムの概観を理解することを目的としている。「自閉症」という言葉が世に出て認知されてから今日までの変化について、歴史的視点や診断基準という側面から理解を促したい。例えば、診断名や基準そのものの内容が変更されてきていることの背景やその意味も含め、特性を正しく理解してより深めてほしい。

特に、対処療法的な対応ではなく、行動上の課題そのものをどのように捉えるのかを正

しく理解し、誤った対応をすることがなく済むようにしていただきたいと願っている。

加えて、これまで福祉の現場であまり触れられてこなかった触法（的な）行為や性をめぐる行動に対して捉え方と対応プログラムの作成の糸口（ヒント）としてほしい。

第3章は、医学的な視点から自閉症スペクトラムを捉えることを目的としている。最先端の疫学的な研究、原因に関する研究などの一端を紹介している。また、支援現場で出会うことの多い合併症について、それぞれ簡潔に説明しているので、より正しい対応プログラム作成の参考としてほしい。医療行為ですべての問題が解決するわけではないが、医療との連携は非常に重要なことであり、適切な医療とのかかわり方、療育相談や与薬の在り方などについての理解を深めていただきたい。

第4章は、具体的な支援方法についての提案である。支援にとって重要なことは支援に対する方向性と方法の2つの側面で明確な根拠を持つことである。そのための事前のアセスメントの重要性を述べている。この間接的支援とも言えるアセスメントの実施の必要性を理解し、評価によって、根拠のある目標・課題を設定し、支援の方向性や方法論が選択され支援プログラムが作られ実行されていくという一連のプロセスを理解してほしい。

本テキストでは代表的な構造化と応用行動分析の手法を紹介している。支援の方法について既存の支援の在り方（知的障害のある人への支援）だけではうまくいかなかった支援者には本テキストを学ぶことによって、具体的にどういった方法がよいか、実際の支援現場で活かしてほしい。

[レポート課題]

1. テキスト第1章・2章を熟読し、強度行動障害について説明し、これまでのあなたの認識と今後の課題について述べなさい。
2. テキスト第1・2章を熟読し、自閉症スペクトラムの感覚の特性について説明し、それらの特性に対してあなたが実践した支援例を複数あげなさい。
3. テキスト第4章を熟読し、アセスメントについて要約し、あなたの実践を述べなさい。

⑤知的障害者の心理

〔教科研究ガイド〕

テキスト送付時にお知らせします。

[レポート課題]

テキスト送付時にお知らせします。

⑥知的障害者の医療

〔教科研究ガイド〕

知的障害者に対して、医療は、遺伝子相談や妊娠中の管理などの発生予防から、障害を早期に発見し、原因疾患や合併症を診断し、予防や治療することによる障害の悪化の防止、さらに、障害を伴いながら発達成長し、老いを迎えるまでのリハビリテーションや健康管理など様々な角度から関与している。

知的障害を診断し、治療可能かどうかを判断するだけでなく、知的障害そのものへの直接治療は困難でも、一人ひとりが今後最大限に能力を伸ばし、その力を十分に発揮できる健康状態と環境を整える支援をしていく土台作りの役割を担っている。そのためには、将来の見通しの上に、それぞれの子どもが、その時点の発達段階にあった療育や教育が受けられるよう、成人期・高齢期では、個性を発揮して自分らしく満足した生活ができるよう、福祉機関は医療機関や教育機関と連携して継続的に支援していくことが必要である。

障害者自立支援法から障害者総合支援法と変遷し、障害のある人の尊厳や自己選択を尊重し、地域で働き暮らす方向性が強調されている。選択の自由度が広がると、生活習慣や栄養の偏りが起こるリスクも増大する。また、医療の発展で、侵襲性や予後を総合して治療の選択を判断する必要がある場合も増加している。支援者は、知的障害者の意思を尊重しながら、高い倫理観と正確な知識をもって、その人の最善の利益を考えて、他職種で配慮していくことが求められる。

第1章 医療支援に求められる倫理

人は皆、病気や老いは避けることができず、命には限りがある。特に、知的障害者は様々な疾病の罹患リスクが高く、治療の理解も困難な事が多いため、支援者が倫理を知っておくことは大切である。歴史的な変遷も含めて、医療全般の倫理の基本的な考え方を総合的に解説している。

第2章 知的障害児者への医療支援

知的障害の定義、発生原因、早期発見、主な併存症の基礎となる情報がまとめられている。

また、知的障害者に対する理学療法、作業療法、言語聴覚療法、心理療法について、基本的な考え方と具体的な実践方法を解説している。日頃の日常生活の場の支援に、医療職の専門的な知見も生かすことは有意義である。

第3章 疾病の予防と対策

知的障害者は、脳障害に起因した合併症やそれぞれの症候群に特有な合併症がある。体力や抵抗力が弱い人も多く、医療を必要とする頻度が高い。集団生活で特に注意を要する感染症対策、毎日の観察や治療が必要であるてんかんなど、知的障害者の支援において合併する頻度が高く特に注意すべき疾患の予防と、発症後の対策について解説している。

第4章 急性症状・事故への対応

知的障害者では、十分な自己の健康管理が困難であったり、たとえ苦痛があっても正確に表現できなかつたりすることが多い。知的障害に関わる人は、日常の支援の場において、知的障害者の異常に最初に気がつき、対応しなければならない。急性症状や事故に遭遇した場合、緊急性の有無の判断し、適切な処置ができるよう主な症状や事故時の対応について解説している。

[レポート課題]

1. テキスト第3章2節を熟読し、感染症の予防と対策を要約し、あなたの事業所で冬季に嘔吐下痢症（ノロウイルス感染症の可能性も含めて）が発生した場合の具体的な感染拡大の予防について実践例を述べなさい。
2. テキスト第2章を熟読し、知的障害児者における医療の役割について要約し、あなたの経験や実践を交えながら意見を述べなさい。
3. テキスト第3章3節を熟読し、難治性てんかんの利用者への支援について、発作予防、日常生活での留意点、発作時への対応を含めた、あなたの実践を述べなさい。
4. テキスト第3章3節を熟読し、知的障害者の口腔ケアの必要性をまとめ、利用者の特性を考慮した日々の口腔ケアや支援のポイントを解説し、あなたの実践を述べなさい。

⑦知的障害者の生活支援

〔教科研究ガイド〕

障害のある、なしに関わらず、人は支え合い、関わりあいを持ちながら生きることで、生活が成り立つと言っても過言ではありません。知的障害者の生活支援を考える時、どの様に関わっていくのか、何をすべきなのか、しない方がよいのか、人それぞれ考え方は様々で答えは1つではありません。幅広い知識を持ち、経験を積み重ねていくことで、より良い支援を実践し、専門性を身に付けてください。

この教科では、生活支援の基本的な考え方を学びます。生活支援の捉え方において、「生活とは」から始まり、各種関連法令の整備に伴い、障害者を取り巻く状況の変化についても考察していきます。

日常生活支援においてADL、IADL、QOLの関連を理解した上で、生活支援に必要な視点、自己決定との関連を理解してください。

次に、ソーシャルワークの意義、相談支援の役割、本人の意思決定支援について学習を深めていきます。言葉のない利用者であっても、自分の意思を持ち、考えて行動している事をくみ取れる支援員が求められています。

続いて、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期を理解してください。乳幼児期における指導（支援）、学齢期における発達支援のあり方を学び、これらの過程を経て、いかに成長していくか理解してください。さらに、成人期の生活支援へとつながります。障害者総合支援法の施行により、障害者支援のあり方が大きく変化し続けています。暮らしの形態の進化、地域生活を続けるためのサポート体制等目まぐるしく変わる制度の流れに、乗り遅れることなく、より良い環境整備、暮らしやすさを学んでください。

また、日本人の平均寿命の伸びとともに、高齢障害者も増加傾向にあります。高齢期をいかに充実して過ごせるかという支援にも目を向けてください。

障害者の生活支援において生活の場の支援と、日中活動の場の支援についても理解が必要です。サービス提供事業所、就労支援事業所の充実は近年目覚ましいものがあります。

知的障害者の生活支援を通して共に学び、共に成長していける支援員のあり方を常に心がけ、学んでください。

[レポート課題]

1. テキスト第4章を熟読し、児童期における就園、就学、進学、転級、親の転勤による遠方への転居等々、ライフステージの節目となる移行期において、支援者として留意すべきことを説明し、あなたの意見を述べなさい。
2. テキスト第3章を熟読し、わが国の障害者の相談支援体制の整備状況と相談支援専門職の役割を整理したうえで、相談支援において課題となっている当事者支援や家族間調整、専門機関との連携などであなたが留意している点を自らの実践を踏まえて述べなさい。
3. テキスト第1章・3章を熟読し、障害者権利条約から意思決定支援のよりよい在り方を考え、あなたの実践も含めて述べなさい。
4. テキスト第5章・6章を熟読し、高齢期における暮らしの支援についてまとめ、支援内容や支援者の在り方についてあなたの実践も含めて述べなさい。

⑧障害福祉事業のマネジメント

〔教科研究ガイド〕

私たち福祉事業者は法制度に基づいた業務を行っている。法律が変わればその法律に基づいて業務を行わなければならない仕組みの中で日々の支援が行われている。ここ10数年法律や政省令、通知が改正されまさに朝令暮改の感があるが、法制度である以上、法令順守、コンプライアンスの精神を持ち日々の支援にあたる必要があることは言うまでもない。

これまでの福祉制度の大きな流れの改正を概観すると、社会福祉基礎構造改革により第2種社会福祉事業にいろいろな事業主体の参入が認められ、その後2003年度から「措置」から「契約」になり支援費制度になった。さらに、2006年には障害者自立支援法ができ施設体系が大幅に改正され、障害程度区分（現 障害支援区分）などが導入されてきた。さらに2013年には、障害者総合支援法が成立している。また、社会福祉法の制定、障害者権利条約の批准、障害者基本法の改正、個人情報保護法、虐待防止法などの制定もあった。

旧来型の社会福祉法人のみによる措置費での施設運営時代ならば、特段経営やマネジメントを意識する必要はあまりなかったが、今後はこの点を意識化し支援にあたるのが重要視されている。

現場の支援員は支援に関する専門知識に関する研修を積むことはしても、このテキストに述べられている組織論的、経営学的な研修は、その必要性を感じていても後回しにしてしまう傾向があるかも知れない。しかし、知的障害児・者支援は法制度の枠組みの中で行われている現実があり、各法律のこと、社会福祉法人の経営に関すること、マネジメントに関すること、さらに危機管理とは何かなどをじっくり研修してみることが求められる。この事を通じて、これらの研修も支援の質をさらに高めることに必ずつながっていることに気づかれると思う。

特に人事労務や会計・財務管理に関することは普段全く接していないため、見慣れない語句に四苦八苦されることと推察するが、これも事務担当者任せにせず基本的な語句、知識を習得することで法人・事業所全体のレベルアップになっていくという気持ちで取り組んでいただきたい。法人・事業所の支援の質を高めるには、少人数の方だけの支援の質が

高まっても全体の質が高まることはなく、最低限必要な語句を職員が理解していれば共通言語となり、会議などでもその言葉でコミュニケーションがとれるようになり全体が高まっていく。このような気持ちで、このテキストに取り組んでいただきたい。

[レポート課題]

1. テキスト第4章を熟読し、社会福祉法人における経営の透明性について説明し、所属する事業所における実践を踏まえながら、職員としての今後の取り組みについてあなたの考えを述べなさい。
2. テキスト第5章を熟読し、福祉サービスにおける情報管理のあり方について説明し、所属する事業所における実践を踏まえながら、職員としての今後の取り組みについてあなたの考えを述べなさい。
3. テキスト第3章を熟読し、福祉サービスにおける人材育成について説明し、所属する事業所における取り組みをまとめ、それについて自身の考えを述べなさい。

⑨知的障害の併存症（重複障害）

〔教科研究ガイド〕

知的障害は、発達期の脳機能の不具合から起こる知的機能と適応行動の障害である。脳は、知的機能だけでなく、運動・感覚を統合するとともに、内分泌・自律神経など全身の機能の調整も行っている。知的障害の原因は、遺伝子や染色体異常などの先天的なものから、出生後の感染症や外傷など多岐にわたっており、同じ原因により他の脳機能の障害もきたすことがある。また、知的障害の原因とは別の原因により、他の障害が起こることもある。

本科目では、肢体不自由・視覚障害・聴覚障害のいずれか、または複数が併存した知的障害児者に対して、どのような支援が適切であるかを学ぶことを目的としている。そのためには、まず、肢体不自由・視覚障害・聴覚障害それぞれの原因や状態像を正確に理解しておくことが必要である。知的障害に併存した場合、その人は自分の状況をうまく伝えることが難しい。その知識を修得した上で、支援者は感性を研ぎ澄まして、その人が自分のことをどのように捉え、どのように感じているか、何を求めているかを把握していくことが大切である。たとえ障害が重くても、お互いの存在を尊重した理解と共感のできる信頼関係と安心できる環境の中で、豊かな満足感や幸福感が醸成されていくと考える。

本テキストでは、上記を踏まえ次のことを学んでいただきたい。

第1章 重複障害療育の基本的理解

日本の独自の文化から生まれた重症心障害児者の概念を学習し、障害者支援に対する理解を深める。

重症心身障害児者の支援の変遷や現状を学び、今後の障害福祉のあり方を考察する。

重複障害を総合的に支援するための多専門職種によるチームアプローチを理解し実践に生かす。

第2章 肢体不自由を伴う知的障害児者に対する支援

知的障害に併存する肢体不自由の原因とそれによって生じる運動や姿勢の異常や二次的に生じる症状の基本的な知識を修得する。

肢体不自由（主に重症心身障害児者）に対する基本的な支援の考え方と適切な対応を理解し実践に生かす。

第3章 視覚障害を伴う知的障害児者に対する支援

知的障害に併存する視覚障害の原因・診断とその症状の基本的な知識を修得する。

視覚障害に対する基本的な支援の考え方と適切な対応を理解し実践に生かす。

第4章 聴覚障害を伴う知的障害児者に対する支援

知的障害に併存する聴覚障害の原因・診断とその症状の基本的な知識を修得する。

聴覚障害に対する基本的な支援の考え方と適切な対応を理解し実践に生かす。

[レポート課題]

1. テキスト第3章2節を熟読し、二次障害とその対応について説明し、あなたの事例を述べなさい。
2. テキスト第2章を熟読し、摂食嚥下障害への支援について説明し、あなたの実践を述べなさい。
3. テキスト第4章を熟読し、知的障害とその他の障害が重複することによる問題点について要約し、あなたの意見を述べなさい。

質問用紙

教科名	*	提出日	年	月	日	*
受講番号	*	氏名	*			
勤務先	*	施設・事業 の種類	*	職名	*	
[質問内容] *						
(※テキストの内容に直接関係あるもののみ受付します。)						
[講師回答欄]						
回答日	年	月	日	講師名	印	

「*」の印に記入をして提出して下さい。(コピー可)

質問用紙

教科名	*	提出日	年	月	日	*
受講番号	*	氏名	*			
勤務先	*	施設・事業 の種類	*	職名	*	
[質問内容] *						
(※テキストの内容に直接関係あるもののみ受付します。)						
[講師回答欄]						
回答日	年	月	日	講師名	印	

「*」の印に記入をして提出して下さい。(コピー可)

変 更 届

受講番号

氏 名

印

公益財団法人 日本知的障害者福祉協会
通信教育部 御中

次のとおり変更いたしましたので、ご連絡いたします。

年 月 日

※該当する項目のみご記入ください(変更前と後のいずれもご記入ください)。

	変更前	変更後
ふりがな		
氏名		
所在地	〒 _____	〒 _____
携帯		
電話		
E-mail		
勤務先名		
勤務先電話		

※これより下は記入しないこと

受 付
年 月 日

処 理
年 月 日

変 更 届

受講番号

氏 名

印

公益財団法人 日本知的障害者福祉協会
通信教育部 御中

次のとおり変更いたしましたので、ご連絡いたします。

年 月 日

※該当する項目のみご記入ください(変更前と後のいずれもご記入ください)。

	変更前	変更後
ふりがな		
氏名		
所在地	〒 _____	〒 _____
携帯		
電話		
E-mail		
勤務先名		
勤務先電話		

※これより下は記入しないこと

受 付
年 月 日

処 理
年 月 日

スクーリング会場変更届

受講番号		氏名	印
<p>公益財団法人 日本知的障害者福祉協会 通信教育部 御中</p> <p>下記のとおり、スクーリング会場の変更を希望します。</p> <p>年 月 日</p> <p>1. 東京会場 から 大阪会場 に変更します。 (希望日に○をしてください)</p> <p>1. 1日目 2021年1月22日(金) → 2021年1月9日(土)</p> <p>2. 2日目 2021年1月23日(土) → 2021年1月10日(日)</p> <p>3. 3日目 2021年1月24日(日) → 2021年1月11日(月)</p> <p>2. 大阪会場 から 東京会場 に変更します。 (希望日に○をしてください)</p> <p>1. 1日目 2021年1月9日(土) → 2021年1月22日(金)</p> <p>2. 2日目 2021年1月10日(日) → 2021年1月23日(土)</p> <p>3. 3日目 2021年1月11日(月) → 2021年1月24日(日)</p> <p>3. 理由</p>			
※これより下は記入しないこと			
受付 年月日		処理 年月日	

受講証再交付申請書

受講番号		氏名		印
住所	〒 _____			
<p>公益財団法人 日本知的障害者福祉協会 通信教育部 御中</p> <p>次の理由により、受講証の再交付を申請いたします。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>[理由]</p>				
※これより下は記入しないこと				
受付 年月日		交付 年月日		

(縦4cm×横3cmの写真一枚と一緒に送付してください)

**公益財団法人 日本知的障害者福祉協会
通信教育部**

〒105-0013 東京都港区浜松町2丁目7番19号
KDX浜松町ビル6階
電話 (03) 3438-0984